

# 《国内募集型企画旅行条件書》

※お申し込みの際は必ず、この旅行条件書をお読みください。  
この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は株式会社ニューグランド（以下「当社」）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」）を締結することになります。
- 旅行計画の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関する旅行サービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（普通席）
- 旅行日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及び税・サービス料

## 3. 旅行代金に含まれないもの

- 前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を明示します。
- 観光料金（入場・入館・拝観料等）
  - 自由行動中の食料、交通費等
  - 電話料金、その他追加飲食等、個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
  - 傷害、疾病に関する医療費（傷害、疾病保険料金等）
  - ご希望者のみ参加されるオプションツアーの旅行代金
  - ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

## 4. お申込み条件

- 20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- 身体に障害のある方、健康を害している方はその旨をお申出下さい。

## 5. お申込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払い

- ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書の提出と申込金（本ツアーは旅行代金全額）のお支払いが必要です。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に契約は成立します。申込金は旅行代金、取消料、又は違約料の一部として取扱います。
- 電話・郵便・ファクシミリ等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。期間内に申込金のお支払いがなされなかった場合、お申込みはなかったものとして取扱います。契約は、当社の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものとします。

## 6. 最終旅程表

確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終旅程表（確定書面）は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがあった場合は旅行開始当日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

## 7. 旅行契約内容・旅行代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- 著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。

## 8. お客様の交待

- お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。
- 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。尚、当社は交待をお断りする場合があります。

## 9. 取消料（お客様による旅行契約の解除）

- お客様は、いつでも下記の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。但し、お取消のご連絡は当社予約センターの営業時間内（09:00～19:00）のみお受けいたします。

解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	10日前～8日前迄 無料 7日前～2日前迄 旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の解除 / 無連絡不参加	旅行代金の100%

払戻期日	旅行開始前の解除 …… 解除の翌日から起算して7日以内 旅行開始後の解除 …… 契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内
------	---

- お客様はご都合で出発日やコースの変更をされる場合にも、お客様から契約の解除があったものとして、本項①の取消料が適用されます。
- お客様は次に掲げる場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - 契約内容に第15項表の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
  - 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって、旅行代金が増額されたとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが生じたとき。
  - 当社がお客様に対し、確定書面（最終旅程表）を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日までに交付しなかったとき。
  - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

## 10. 当社による旅行契約の解除

- 次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
  - 当社があらかじめ明示した参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
  - 他のお客様に迷惑を及ぼし、旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

- パンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知します。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社が定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

## 11. 旅程管理（添乗員等）

- お客様は、旅行開始後旅行終了までの間に団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
- 本ツアーには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

## 12. 当社の責任及び免責事項

- 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項①の責任を負い兼ねます。但し、当社の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
  - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更・中止
  - 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
  - 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更・中止
  - 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - 食中毒、盗難、自由行動中の事故
  - 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。
- 当社は、手荷物について生じた本項①の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日より起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）を限度として賠償します。

## 13. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

## 14. 特別補償

- 当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかると損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。但し、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
- 当社が第12項①の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- 本ツアー参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行（オプションツアー）のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取扱います。

## 15. 旅程保証

- 当社は、次に掲げる契約内容の重要な変更（次の①～③に掲げる変更を除きます）が生じた場合は、旅行代金に同表に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。但し、当該変更について当社に第12項①の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
  - 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置）
  - パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合は、変更補償金を支払いません。
- 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は1募集型企画旅行を支払いません。
- 当社は、本項①の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当社に第12項①の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- 当社は、お客様の同意を得て変更補償金の支払いを、物品・サービスの提供に替えることがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたり率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
本パンフレットに記載した		
(1)旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2)入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
(3)運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 （変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限りです）	1.0%	2.0%
(4)運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
(5)宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
(6)宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%
(7)前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

## 16. 旅行条件基準日

この旅行条件は、2015年11月1日現在の運賃・料金を基準としています。

## 17. 募集型企画旅行約款について

この条件書に定めない事項については当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社の旅行業約款は、ホームページからご覧いただけます。  
(<http://www.hotel-newgrand.co.jp/cms/wp-content/uploads/2015/11/TERMS-AND-CONDITIONS.pdf>)

## 18. その他

当社がいない場合でも旅行の再実施はいたしません。

### 《旅行企画・実施》

**株 ホテルニューグランド**

《神奈川県県事登録旅行業第2-1046号》

〒231-8520 横浜市中区山下町10番地（一社）全国旅行業協会正会員

この旅行契約に関してご不明な点がございましたら、ご連絡なく  
旅行業務取扱管理者（当社取引責任者）におたずね下さい

お問合せ  
お申込み

ホテルニューグランド 宿泊予約（09:00～19:00）  
TEL:045-663-5063 FAX:045-681-1856

旅行代金  
お振込先

みずほ銀行 横浜支店（普）2932566  
銀行口座名義:株式会社ホテルニューグランド